

## シンポジウム

### 男女共同参画社会基本法 10 年を節目にして～第 2 ステージにどう取り組むか～

シンポジスト（発言順） 田端八重子 もりおか女性センター 副センター長  
俵谷真理子 男女共同参画センター横浜 総合相談課長  
青木玲子 NPO 法人全国女性会館協議会 常任理事  
甲木京子 佐賀県立男女共同参画センター 事業コーディネーター  
コーディネーター 桜井陽子 NPO 法人全国女性会館協議会 常任理事  
（財）横浜市男女共同参画推進協会 理事（統括本部長）

“女性問題の解決”から“男女共同参画”へ……。1999 年に施行された男女共同参画社会基本法は、自治体の女性行政施策、女性関連施設の事業のあり方に大きな変化をもたらしました。耳慣れない“男女共同参画”という言葉に翻弄されつつも、“男性も女性もあらゆる分野にともに参画し、責任を担い、利益を享受する”という社会を目指し、各地の女性関連施設ではこれまでの事業を見直し、新たな試みへの努力が続けられてきました。

それから 10 年……。内閣府（男女共同参画会議基本問題専門調査会）が昨秋まとめた『地域における男女共同参画推進の今後のあり方について』では、今後の基本的な方向性として、“男女共同参画の第 2 ステージへ移行”が明確に示されました。

このシンポジウムでは、男女共同参画社会基本法施行以来これまでの 10 年間の女性関連施設の成果と課題をふりかえり総括しつつ、次の第 2 ステージに向けてどのようなあり方が求められるかを 4 人のシンポジストとともに考えていきたいと思います（桜井陽子）

資料：『地域における男女共同参画推進の今後のあり方について（概要）』（内閣府）  
『フォーラム通信』2009 年夏号（横浜市男女共同参画推進協会）